

大 学 の 授 業

将来への夢と期待をもって入学されたみなさんは、大学教育を初めて受けることになります。

大学では、学生の主体的な学修姿勢が求められ、自分で調べたことや意見を発表する機会が増えてきます。教員による講義形式の授業を多人数で受講することもありますが、演習や実技の授業やゼミ学修では、アクティブ・ラーニングが基調となり、各自が調べたことを発表したり、自分の意見を述べる機会が多くなります。そして、試験では、レポート（小論文）試験があつたり、筆記試験でも「〇〇とは何か論ぜよ」というように、その知識を生かして考えを述べる問題が出されることもあります。このように、大学の授業は、高等学校までの学びとは大きく異なっているのです。

以下では、文部科学省の法令等に則って実施している本学の授業運営のポイントを示します。入学後の学部ガイダンスや、教務課が行う履修指導等を通して、自己の学修目的に合わせた各授業科目の区分の意義や関連を踏まえて、個々の授業を選択・履修するよう心掛けてください。

一人一人の学生によって学修目的が異なりますので、科目の履修でわからないことは、自分から進んで教務課等に尋ねるようにしてください。

1.カリキュラムの編成と桜花学

本学は、本学園の設置目的である「信念ある女性の育成」、および建学の精神である「心豊かで、気品に富み、洗練された近代女性の育成」を踏まえ、各学部・学科が定める教育目的・教育目標に基づき、教育課程を【共通教育科目】と【専門教育科目】に区分して編成しています。

(1) 桜花学園大学の【共通教育科目】は主となる2つの柱①建学の精神を踏まえた「教養科目（桜花学）」、②汎用的能力の育成を目指す「基礎科目」と、③学びの幅を広げる「エクステンション科目」で構成されています（図1）。

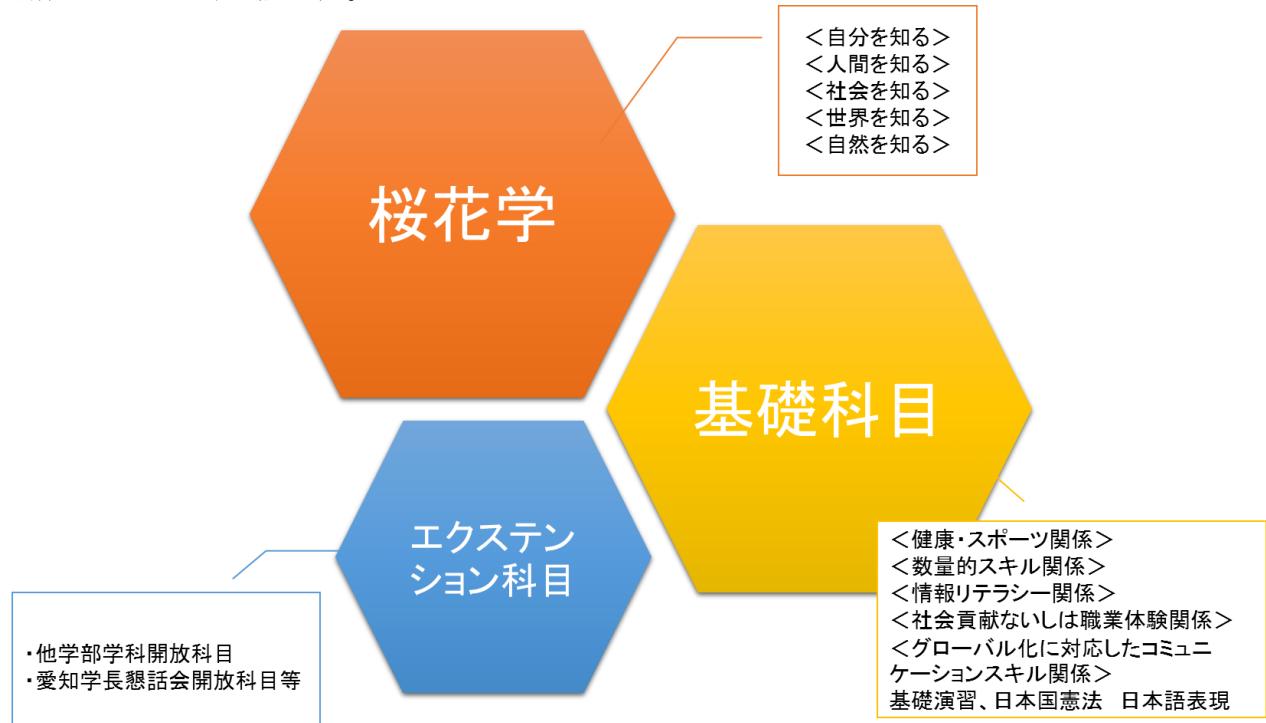


図 1 桜花学園大学の【共通教育科目】

①建学の精神を踏まえた人間教育の核である「教養科目（桜花学）」

「教養科目（桜花学）」は、「自分を知る」「人間を知る」「社会を知る」「世界を知る」「自然を知る」の5領域の科目群で構成されています（図2）。「桜花学」の学修を通して、人間存在および人間の生み出した文化を広く理解し、変化・発展しつつある現代社会の課題を女性の視点を踏まえて理解しうる基礎的・総合的視野を養います。もって「心豊かで、気品に富み、洗練された近代女性」としての「信念ある女性」の基礎を培うことが期待されます。



(図2)

花びら群	定義
「自分を知る」	自分を客観的に見つめながら、女性として社会でたくましく生きていく上で必要となる自身の考えを深めるために、地域や社会で活躍する女性の姿を学ぶ。
「人間を知る」	これからの時代を生きる中で必要な人としての在り方に関する自身の考えを深めるために、芸術・文学・心理学・哲学を通して、人間の心の様々な在り様を見つめたり感じたりしながら学ぶ。
「社会を知る」	周りの人々とより良い社会を創り出していく上で必要となる自身の考えを深めるために、地域や社会が形成されてきた歴史的な移り変わりや現代社会の仕組み等を学ぶ。
「世界を知る」	グローバルな観点から物事をとらえながら国際社会に対する自身の考えを深めるために、国内外の多様な文化や宗教などに目を向けて学ぶ。
「自然を知る」	暮らしをより良くする上で必要な自然との向き合い方に関する自身の考えを深めるために、環境や食・生命の科学などの多様な自然科学について学ぶ。

②現代社会が大学教育に求める汎用的能力の育成を目指す「基礎科目」

「基礎科目」は、「健康・スポーツ関係」「数量的スキル関係」「情報リテラシー関係」「社会貢献ないし職業体験関係」「グローバル化に対応したコミュニケーションスキル関係」等の科目群で構成されています。「基礎科目」の学修を通して、国際化・情報化という今日の社会変化に対応しうる汎用的能力を身につけます。それにより心身ともに健康で、自主的・総合的に思考し判断しうる、数的リテラシー、情報リテラシー、外国語運用能力、表現能力、問題発見・解決能力をそなえた社会人基礎力を自ら育み、「信念ある女性」としての基礎を培うことが期待されます。

③特定の領域に関する学びのさらなる伸長をはかる「エクステンション科目」

「エクステンション科目」は、「教養科目」（桜花学）と「基礎科目」を結び、好奇心や自分の進路に根差して学びの幅を広げ、多様な学生との触れ合い、学修意欲を高めるための科目群です。他学部履修科目、愛知学長懇話会開放科目（<https://aichi-gakuchou.jimu.nagoya-u.ac.jp/>）などが該当します。「エクステンション科目」の学修を通して、特定の領域に関する知識を深めます（各学部の専門科目とも関連し、一定の限度内において卒業単位として認定します）。

（2）桜花学園大学の【専門教育科目】は、各学部・学科の教育目的・教育目標に基づき学部ごとに編成しています。

【専門教育科目】は、学生の社会的・職業的な自立に向けて、それぞれの専門分野における基礎的知識と技能を身につけ、現代社会のニーズと変化に対応し、多様な課題の解決や貢献しうる思考力・判断力・表現力の育成を目的としており、学部ごとに【専門教育科目】として構成しています。

学部固有の【専門教育科目】の学修を通して、それぞれの職業等の専門分野において社会的・職業的自己実現を達成し、「信念ある女性」としての自己開発能力の基礎を培うことが期待されます。

桜花学園大学は、両学部の【共通教育科目】である教養科目としての「桜花学」「基礎科目」「エクステンション科目」と、学部ごとの【専門教育科目】の履修を通して、すべての学生が現代社会の有能な担い手としての総合的な人間力を培うとともに、将来の社会的・職業的自立に向けて、それぞれの専門分野における免許・資格の取得を含めた基礎的な能力を培う上での必要な科目を体系的・段階的・系統的に学修できるようカリキュラムが編成されています。

2.授業と自主的な学修

大学の学修は、授業の受講とその予復習が学生の自主的な学修によって、成り立っています。したがって、授業を受けるだけでは十分ではなく、授業時間中に学修した内容を自学自習によって整理したり、課題を調べたりするなど自主的で主体的な学びが求められます。そのためには、図書館・ESC (English Study Center) ・自主レッスン室などの施設を活用して、自ら課題意識をもって自学自習する学修習慣を身につけるように心がけてください。

3.単位制

(1) 「単位」とは

単位とは、授業科目ごとに定められた学修時間に対して付与される数量（ユニット）のことです。1つの授業科目の単位を取得するためには、その授業科目に定められている所定時間（自学自習も含めた）の学修をし、試験を受けて合格しなければなりません。

そして卒業するためには、学年配当された授業科目を修業年限（4年間）以上在学して、各学科の卒業要件を充足し、定められた単位（124単位）以上の単位を取得することが必要となります。

(2) 単位の計算

大学設置基準に則り、本学では45時間の学修を必要とする内容をもって1単位としています。これを標準として、授業形態に応じて、単位数を計算しています。

例) 授業形態が講義(2単位)の場合、2単位修得するためには合計90時間の学修が必要となります。

1週間に1回の授業（90分を2時間と計算しています）を半期で15回受けると30時間の授業時間となり、残りの60時間は予復習の時間となります。

上記以外に、卒業研究や修了研究等学修の成果をもって所定の単位を与える科目もあります。

4.学期制

本学では、1年間を2分割し、春学期を「前期」・秋学期を「後期」と呼ぶ2学期制を採り入れています。学則上、前期は4月1日～9月30日の期間、後期は10月1日～翌年3月31日の期間と定められ、前期と後期にはそれぞれ15週、年間30週の授業が設定されています。

ただし国民の祝日の関係で、各曜日の開講時間数を確保するために後期の始まりを早めることができます。

5. 授業時間

本学の授業時間は、通常90分（2時間換算）で行います。
本学の始業と終業の授業時間帯は右の通りです。

時限	時間割
第1時限	9:00 ~ 10:30
第2時限	10:40 ~ 12:10
第3時限	13:10 ~ 14:40
第4時限	14:50 ~ 16:20
第5時限	16:30 ~ 18:00

履修登録

1. 履修登録とは

各学部の教育課程表には、必修科目と選択科目があり、学年・学期ごとに授業科目が配当されています。必修科目とは卒業要件科目（資格・免許の取得に関わらず、本学を卒業するために履修が必要な科目）です。必修科目を含んで、選択科目の中から自分が受講したい科目を選んで登録することとなります。このことを「履修登録」といいます。

大学における学修は、学生自身による履修登録から始まります。一人一人が学修目標を立て、自らの意思のもと、卒業要件単位以上の授業科目を履修することに加え、資格取得や教員免許状取得要件を充たすように、毎学年の履修登録期間中に提出しなくてはなりません。履修登録の手続きがなされていない授業は受講することができません。

2. 履修登録の方法

「履修の手引き」の諸要件や授業概要（シラバス）をよく読み、どの授業科目を履修するかをよく考えながら学修計画をたて、所定の期間中に履修登録をします。

登録の無い授業科目や既に単位認定されている授業科目を受けた場合には、その履修は無効となります。また、登録後の変更は一定期間を除いては特別の事情の無い限り認められません。履修登録をした後でやむをえない事情で取り消す場合は、原則として各学期授業開始後6週間目の期間内に、教務課へ「受講取消願」を提出してください。

履修登録に関しては学科ごとに、毎年「履修ガイダンス」がありますので必ず出席して、担当者からアドバイスを受けてください。わからないことは曖昧にせず、各学部の専任教員や教務課担当者に相談してください。

3. 他学部の履修（エクステンション科目）

本学では、みなさんに広く学ぶ機会を提供するため、所属学部学科以外の授業科目を履修することができます。希望する学生は、指定の期日までに「他学部履修願」を教務課に提出してください。ただし開講学科の許可が必要ですので、事前に教務課で確認してください。

GPA制度と履修登録単位数の上限制度

1. GPAとは

履修科目ごとの5段階の成績評価に対して、AA（秀）→4点、A（優）→3点、B（良）→2点、C（可）→1点、F（不可）→0点というグレード・ポイント(GP)を付与し、個々の履修科目のGPに各授業科目の単位数を乗算し、その合計値を履修登録科目の総単位数で除算して出てきた、その平均値のことをGPAといいます。ただし、履修登録取消期間中に取消申込をした場合には、その科目はWとして扱われGPAの算出対象になりませんが、無断で履修放棄した科目はF（不可）→0点となります。

GPA制度の活用により保育学部・学芸学部では、学生の学修効果を高めるために、セメスターごとに履修単位数を制限しています。

2.各学期の履修登録の上限単位数

前学期のGPAに基づいて、学生が各学期に履修登録できる上限単位数について、学部ごとに次のように定められていますので、留意して下さい。

【保育学部】

前学期のGPA	次学期の履修上限単位
3.0以上	34
2.5~2.9	32
1.5~2.4	30
1.5未満	26
新入学生、編入学生、再入学生の上限単位数は30	

【学芸学部】

前学期のGPA	次学期の履修上限単位
3.5以上	24
3.0~3.4	22
2.5~2.9	20
2.0~2.4	18
2.0未満	16
新入学生、編入学生、再入学生の上限単位数は20	

なお、卒業研究・学外実習科目・集中講義科目・自由科目（学芸学部英語学科）はこの上限制限に含まれません。

GPA及び履修単位数の上限に関しては、「桜花学園大学保育学部 GPA制度および履修登録単位数の上限制度に関する細則」及び「桜花学園大学学芸学部 GPA制度および履修登録単位数の上限制度に関する要項」を参照してください。

単位認定と成績

1.単位認定の基準

登録した授業科目を履修し、その授業科目の試験において合格と判定された場合、教授会の議を経て所定の単位が認定されます。本学の単位認定に関する成績評価の基準は次の通りです。

毎学期終了時点の成績発表日に学生一人一人に成績通知表が渡されます。成績通知表や履修登録票を在学期間中は大切に保存し、卒業・資格・免許との関わりで履修した科目や単位数、ならびに未修得の科目や単位数自分で確認するよう心掛けてください。

評 価	成 績	合 否
秀	100点～90点	合格
優	89点～80点	
良	79点～70点	
可	69点～60点	
不可	59点～0点	不合格

2.成績の確認

成績発表の後、成績内容について確認をしたい場合は「成績確認依頼書」を提出することにより、担当の先生から回答を得ることができます。詳細は巻末の「桜花学園大学 成績取扱要領」を参照してください。

既修得単位等の認定

他の大学又は短期大学における授業科目の履修等

本学では文部科学省の定めるところに従い、次のような措置を取っていますので、該当者は教務課に申し出てください。他の大学又は短期大学等を卒業又は中途退学し、社会人入学（一般入学者選抜試験により入学した者を含む）、編・転入学等で入学した者が、それまでの大学等で取得した単位の一部について、本学において単位取得したものとみなすことがあります。

該当者は、成績（単位修得）証明書等を用意し、教務課担当者と履修登録時に相談してください。詳細は「保育学部編入学既修得単位認定規程」又は「学芸学部編入学既修得単位認定規程」を参照してください。

試験

1.定期試験

試験は原則として、その学期末に行われます。試験方法は科目に応じて、筆記試験・レポート試験および実技試験・その他の試験があります。試験方法は、授業担当教員によって決められ、シラバスにも明記されています。

本学の学則では、以下のような履修規程を設けています。

受験資格（履修規程第25条）

- ① 当該授業科目が履修登録されていること。
- ② 当該授業科目の出席が開講時数の2/3以上であること。
- ③ 授業料等の学納金が納められていること。

定期試験実施の要領（履修規程第23条）

- ① 試験開始後20分を経過してからは入場することは出来ません。
- ② 受験資格のない者は、試験場に入場出来ません。
- ③ 試験場には筆記用具（筆箱、下敷き等は不可）、時計、学生証および特別に許可された以外のもの（もちろん不正行為を目的とした物品も）は持ち込めません。
- ④ 受験生は学生証を所持しなければなりません。
- ⑤ 定期試験の実施要領（試験時間割、および試験方法）はおそらくとも試験開始日の一週間前には提示します。

2.追試験（履修規程第27条）

定期試験当日やむを得ない事由により受験が不可能となった者は、願い出により、追試験を認められることがあります。

追試験の受験資格者は次の者で、試験実施前に教務課まで連絡し指定された日までに追試験を願い出した者に対して、大学が指定する期間及び方法によって原則として一回限り、実施されます。

追試験受験資格者について

- ① 天変地異で当日出席不可能になった者
- ② 疾病のため受験不可能になり、試験実施までに教務課に連絡し、すみやかに医師の診断書を提出した者

③ 就職試験のため受験不可能になり、試験実施までに申し出た者

④ その他学長が認めた者

追試験を願い出ようとする者は、所定の追試験願に詳細に事由を記載し、教務課へ提出しなければならない。試験日時、場所、試験方法などは科目ごとに掲示します。

3.再試験（履修規程第28条）

定期試験において不可と評価された科目については、願い出により、再試験によって再評価されることがあります。この場合における単位認定の評価は可となります。

再試験受験資格者について

次のいずれかに該当する者は、受験資格がありません。

① 試験場において答案を提出せず、または棄権の意思を表明した者

② 定期試験において不正行為のために答案を没収された者

再試験を願い出ようとする者は、所定の再試験願に所定事項を記載のうえ指定された日までに教務課へ提出しなければなりません。

再試験は、大学が指定する期間及び方法によって、原則として1回限り行われます。

4.試験における不正行為の処罰（履修規程第30条）

不正行為を行った者に対しては、当該科目は無効となり教授会の議を経て、無期停学の懲戒が行われます。

欠課・欠席

1.長期欠席届

疾病または傷病その他の事故でやむをえず連続して7日間以上にわたって欠席する場合は、医師の診断書、事故を証明する事由書等を添えて教務課へ届け出てください。

2.公用による欠課（通称「公欠」）

公用による欠課とは、学長が授業運営上必要と認め当該学生を欠課させることをいいます。

公用による欠課は、欠課時数に含めません。

本学では、就職試験や学外実習等による授業欠席は、公欠扱いになりません。

3.忌引による欠課

忌引の取扱いは次の通りです。

忌引による欠課は指定された日数に限り欠課時数に含めません。

忌引による欠課をする者は、ただちに忌引届（所定様式）を教務課に提出してください。

死亡した者	忌引日数	
	血族	姻族
父母	7	3
祖父母	3	1
兄弟姉妹	3	1
配偶者	10	
子	5	

非常時の授業運営措置について

非常時における授業運営措置を以下のように定めます。

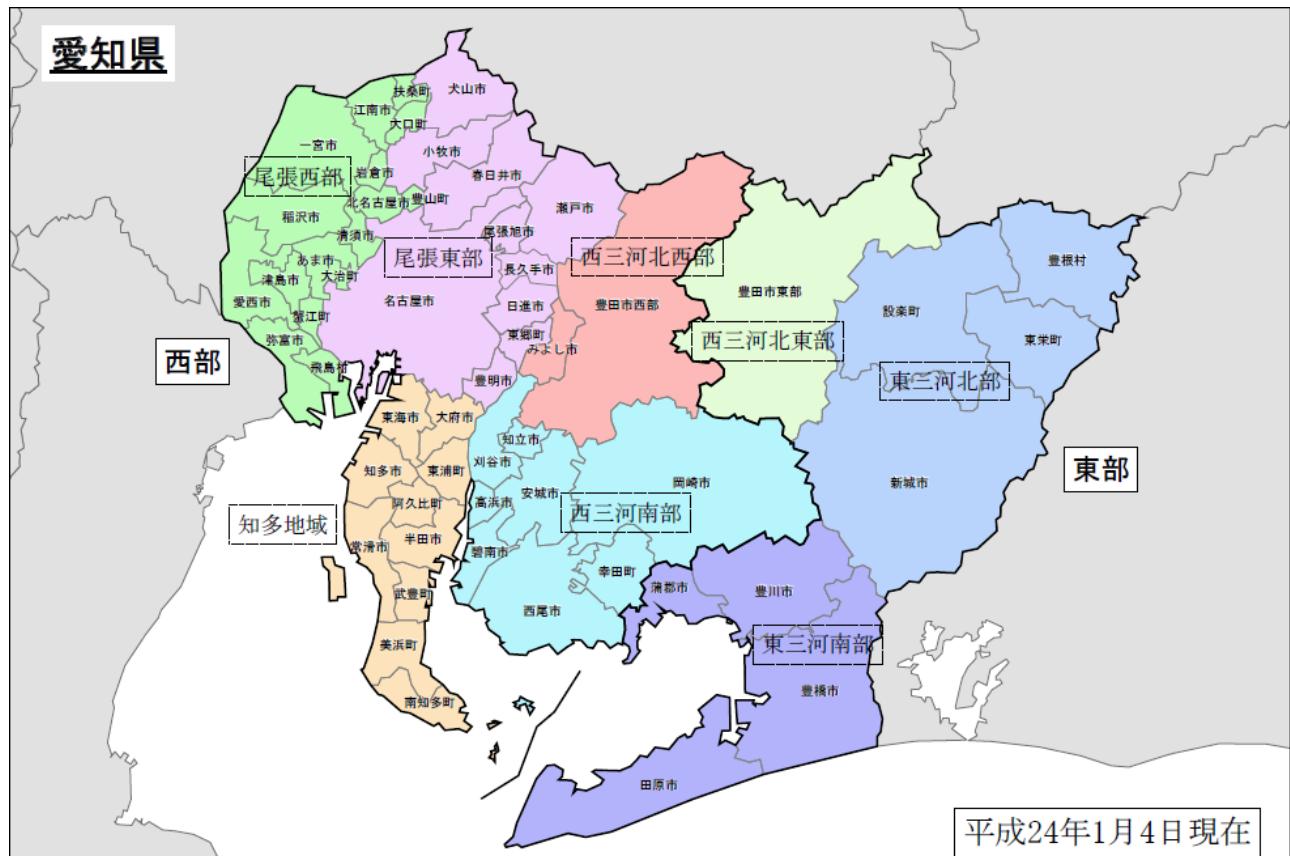
1、非常時とは、以下のことを指します。

- 1) 愛知県の尾張西部・尾張東部・知多地域・西三河北西部・西三河南部のうちいずれかの地域に「特別警報」又は「暴風警報」が発令された場合
- 2) 上記の地域に「東海・東南海地震注意情報」又は「東海・東南海地震予知情報」が発令された場合
- 3) 名鉄電車名古屋本線（東岡崎駅～名鉄一宮駅間）又は名古屋市営地下鉄・バスが、ストライキや自然災害などにより運休した場合
- 4) その他、特別な事由により学長が非常時を宣言した場合

2、非常時の授業運営は、以下のとおりとします。

- 1) 午前6時までに解除された場合は、平常通り授業を行う。
- 2) 午前6時現在、発令されている場合は午前中の授業は休講とし、午前10時までに解除された場合は、午後（3時限）から授業を行う。
- 3) 午前10時現在、発令されている場合は全日休講とする。
- 4) 授業開始以降に警報等が発令された場合の授業は中止し、その後は休講とする。

◇愛知県予報区の地図



学籍異動

1.休 学（学則第17条）

休学とは、病気、その他の理由で止むを得ず3ヶ月以上出席することが困難となり、一時的に就学を離れる場合をいいます。

休学しようとする者は、あらかじめ自分が所属するゼミの担当教員に相談をし、本学所定の用紙（休学願）に保証人連署の上、その理由を具体的かつ明確に記載し、医師の診断書又は事由を証する書類を添付し、教務課へ願い出てください。

休学期間は、許可された日から1年以内に限ります。その後引き続き休学するときは改めて、休学願を提出しなければなりません。

休学の許可は、教授会の議を経て学長が行い、許可・不許可は教務課を通じ、本人宛通知します。

休学中は学生としての身分が停止されるので、休学中の学費は免除されます。休学期間中は在学期間に算入しません。

2.復 学（学則第18条）

休学期間が満了したとき、または、休学期間内において休学の事由が止んだときは、直ちにその旨を本学指定の用紙（復学願）に保証人連署の上、具体的に事由を記載し、教務課へ願い出てください。

復学の許可は、教授会の議を経て学長が行います。

3.退 学（学則第21条）

退学とは、経済的または健康上等の事由から修学の継続が困難となった者、および修学の意思がなくなった者が、就学の状態から全く離れる場合をいいます。

退学する者は、あらかじめ自分が所属するゼミの担当教員に相談をし、本学所定の用紙（退学願）にその事由を具体的かつ明確に記載し、保証人連署の上、学生証を添付し教務課へ願い出てください。

退学者には、再入学する機会があります。（再入学規程を参照）

4.除 簿（学則第22条）

次の事項に該当する者は、教授会の議を経て、除籍されます。この場合、その決定を本人および保証人宛に書面で通知します。

- ① 在学年限をこえた者
- ② 休学期間をこえても、何らかの手続きもとらない者
- ③ 長期間にわたり行方不明の者
- ④ 授業料納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- ⑤ 在学中に死亡した者

5.復 簿（学則第23条）

除籍された者のうち、次の事項に該当する者は、教授会の議を経て、「復籍」することができます。

- ① 長期間にわたり行方不明で除籍された者が、復籍を願い出た場合
- ② 授業料等未納により除籍された者が、未納授業料等を納入り、復籍を願い出た場合

6.転学部・転学科（学則第19条）

入学した学科に1年以上在籍し、年度終了時に充分な転学部・転学科の理由がある場合、審査の上転学部・転学科を認められる場合があります。（詳細は「桜花学園大学転学部・転学科規程」参照）

7.懲 戒（学則第39条）

教育上必要と認める学生には、事情によって訓告・停学・退学などの懲戒を加えることがあります。

懲戒による退学は次のいずれかに該当する者に対して行う。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ② 正当な理由がなく出席が常でない者
- ③ 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者